

平成 19 年 11 月 9 日

**「大阪市における公共サービスの実施にかかる
民間活用の基本的な考え方について（案）」
に対する意見**

大阪商工会議所

厳しい財政状況にある国、地方自治体にとって、簡素で効率的な行政の実現は喫緊の課題であり、また年金記録問題をあげるまでもなく、行政サービスの質的向上はひろく国民の念願である。

すでに、国においては公共サービス改革法が成立し、官が独占的に実施してきた公共サービス分野について、民間事業者への開放が徐々に進められる一方、大阪府においても、今年度から「大阪版市場化テスト」が実施されており、公共サービスの民間開放の動きは地方自治体にも及んでいる。

こうした中、大阪市においても、「大阪市における公共サービスの実施にかかる民間活用の基本的な考え方について（案）」をとりまとめ、ようやく、同考え方に対する民間事業者や経済団体等からの意見を求めるに至った点は、スピード感には欠けるものの、一定の評価はできる。

そもそも公共サービスの民間開放は、市政への信頼回復と財政危機の克服に向けたマネジメント改革を進める大阪市にとって必要不可欠な取り組みと言える。

同時に、民間企業にとっては、新たなビジネスチャンスの創出につながるなど、官民双方にとって大きなメリットがあり、大阪経済の活性化にも資する。

道半ばの市政改革に弾みをつける意味からも、市政改革の核心を担う公共サービスの民間開放の動きが一層加速されるよう、大阪商工会議所は標記考え方に関して、以下の点について意見する。

記

1. 大阪市の公共サービスの民間開放についての要点

公共サービスの民間開放を進める上で、まず取り組むべきは、全ての事務・事業の棚卸しであり、不要なものは大胆に廃止するとともに、継続実施する事務・事業についても原則民間に委ねる方向で見直すことである。

この後、公共サービスの民間開放を真に実効性のあるものとするためには、その目的、方法を分かりやすく、市議会議員や市職員のみならず、民間事業者や市民一般に示すことが肝要であり、その前提として、徹底した情報公開の実施が不可欠である。市場化テストの担い手として期待される企業・経済団体の立場から、以下の諸点を指摘したい。

民間開放する事務・事業分野の選定と基準の更なる明確化（どのような事業をどのような基準で民間開放するのか？ また、誰が決めるのか？）
 民間開放する事務・事業に関する情報開示の徹底（事業規模、人件費を含むコスト、人員体制、設備、ノウハウ、関連する法規制の有無等）
 企業会計を前提とした各事務・事業（人件費含む）のコスト計算の実施
 人員確保や設備投資の面で経営判断や採算性に見合う十分な契約期間の確保（例えば最低5年間以上）
 事業・行政サービス提供にかかるノウハウのスムーズな継承制度の確立（担当職員の受託企業への出向制度等）
 民間事業者の創意工夫を活かせる制度の確立（事業実施の自由度の高さ）
 創意工夫や効率化から生じた利益が受託企業にも帰属する制度の確立（インセンティブの検討）
 大阪市役所内の類似業務の共同開放（大括り）
 大阪府をはじめ周辺自治体との同一、ないし類似業務の民間開放にかかる連携・共同実施（大括り）
 大阪市の外郭・関連団体へ発注している業務に関する民間開放の検討
 経済・産業振興策にかかる経済団体等との連携推進や民間開放の検討
 公共サービスの民間開放にかかる制度の早期構築・実施（小規模な事業でも、できるところから迅速に民間開放を実施すべき）

2. 民間が期待する開放対象業務

事務事業の分類・整理にあたっては、まず、大阪市内部に民間開放に関する業務を一元的に管理・運営する新たな組織を設置し、通年で民間開放にかかる意見・事業提案を受付けるなど、全庁レベルでの推進体制を構築されたい。

また、すでに指定管理者制度等で業務を委託している民間事業者へのヒアリングを実施し、民間開放する業務を決定する際の参考とすべきである。

なお、多岐にわたる公共サービスの中でも、民間企業からの事業提案が提出されやすいと思われる事業分野について、以下に例示する。

事業分野例	事業の概要
各種申請書等の窓口業務	各種申請書等の受付、確認に関する業務
債権等の管理・回収業務	各種債権、資金の管理業務や債権の支払督促など回収に関する業務 例) 地方税、市営住宅の家賃、公的融資に係る債権等
公的施設の管理・運營業務	・大阪市が有する施設の管理・運営に関する業務 ・大阪市が有する施設の整備に伴う工事施工（設計、施工監理等）に関する業務 例) 市営住宅、水道、各種学校、駐車場等

統計・調査業務	大阪市が実施する各種統計・調査 例) 各部局で必要に応じて実施している各種調査等
職員研修業務	・大阪市職員に対する研修に関する業務 ・大阪市が所有する職員研修センターの管理・運営業務 例) 階層別研修、専門(技術)研修
検査・監査業務	大阪市が実施する内部的な検査や監査 * 地方公共団体では地方自治法等に基づき様々な内部での検査や監査が実施されているが、コンプライアンスの点からも、民間がチェック機能を担うべき。
市有資産の売却・利活用	・大阪市が有する土地等資産の売却に関する業務 ・大阪市が有する土地等資産の利活用に関する業務 例) 遊休資産の競争入札による売却、遊休資産あるいは遊休スペースの有効活用等

3. 国の規制等への対応

国においては公共サービス改革法等を制定し、民間事業者の公共サービスへの参入における環境整備を行っているが、大阪市が民間開放の検討を進めていく中で、国の規制が障害となる場合は、国に規制緩和を求めていくべきである。

また、市の条例等における規制も同様に、民間開放を推進するための改正を行うべきである。

4. 市場化テストの実施に向けての姿勢

大阪では大阪府が、平成19年1月に「大阪版市場化テスト」の導入を決定し、同年4月には対象業務(4分野:大阪府職員研修業務、自動車税事務所の催告事務、高等職業技術専門校のテクノ講座、建設業許可申請の受付等業務)を選定、7月には民間に開放する事業(下線の2分野)を決定し、来年度からいよいよ民間開放が実現する運びとなった。

もともと市場化テストは住民サービスの担い手である市町村にこそ相応しい制度と言われている。幸い大阪は市場化テストの受け皿となるべき企業は多種多様であり、歴史的にも大阪は民間が持ち前の創意と工夫で街づくりなど公共事業まで担ってきた点などを勘案すると、大阪市の公共サービスの民間開放の意義は極めて大きい。

大阪市においても、先行する大阪府の「大阪版市場化テスト」の内容を参考に、早急に民間の意見を取り入れた独自の実施体制を構築していただきたい。その際、類似の業務については、大阪府との連携を強化し、共同開放も視野に入れた大阪ならではの制度の構築を期待したい。

以上